

大阪市立東三国中学校 「いじめ防止基本方針」

平成26年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

- ・ いじめは人間として絶対に許されないこと
- ・ いじめは被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・ いじめは学校の在り方が問われる問題であること
- ・ いじめは学校、家庭、地域などすべての関係者が一定となって取り組むべき問題であること

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のうえで、「心豊かに、健やかに」の教育理念の下、「東三国中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ①全教育活動を通じて、「いじめは絶対に許さない学校づくり」を推進するとともに、「いじめゼロ」をいじめ防止のスローガンに掲げ、生徒・教職員・保護者・地域が一体となって、いじめ防止に努める。
- ②全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止・早期発見・早期対応等、いじめ防止に努める。特に、早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過しない。
- ③学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己有用感・自己存在感の涵養に努める。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1)授業改善について

- ①生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆（仲間）づくりをキーワードとして、生徒一人ひとりが規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように努め、集団の一員としての自覚や自信を育んでいく。
- ②教職員が生徒一人ひとりに愛情をもち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動に努める。
- ③教職員間で互いの授業を参観し合ったりする等、わかる授業づくりに努めるとともに、すべての生徒が参加・活躍できるように授業の工夫・改善を図る。

(2) 自己有用感を高めるために

- ①互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるために、学校・学年行事、授業や学級活動等の充実を図り、生徒たちに充実感、達成感、自己存在感を与える。
- ②授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、違いを認め合う集団づくりを推進する。
- ③生徒への温かい声かけを通じて、生徒の「認められた」という自己有用感や自己肯定感を育んでいく。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ①道徳教育の充実を図り、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめを未然に防止する。また、「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育んでいく。
- ②人権教育の充実を図り、生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育んでいく。
- ③いじめ問題を常に学級及び学年、学校全体の問題として考え、はやし立てたり、見てみぬふりをする行為もいじめを肯定していることであるとともに、いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であるということを理解させる。
- ④携帯電話・スマートフォン・パソコンの使用等の情報モラル教育の充実を図り、生徒への指導および保護者への啓発活動を行う。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ①生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、生徒と共に過ごす機会を積極的に設け、生徒の様子に目を配るとともに、担任や教科担任等が互いに気になる状況があれば些細なことでも必ず情報を交換する。
- ②日常の観察として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点に気をつけて観察していく。また、遊びやふざけのようにも見えるものでも気になる行為があった等の情報を教職員間で共有していく。
- ③定期的にアンケート調査および教育相談を実施する。
- ④担任に関わらず話やすい教職員なら誰でもよい等の校内相談体制だけではなく、外部相談窓口についても広く周知し、相談しやすい環境を整備するとともに、スクールカウンセラー等を活用し生徒の心のケアを図る。
- ⑤保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について保護者への連絡を密にする。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主事等に報告し、いじめの防止等のための組織（いじめ防止対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取って行き、いじめの事実の確認を行う。さらに、全教職員にも連絡し共通理解を図る。
- ② いじめられた生徒には、事実確認をするとともに、まずつらい今の気持ちを受け止め、共感することで心の安定を図る。また、「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」「必ず解決できる希望を持てること」を伝える。
- ③ いじめた生徒には、いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。また、心理的な孤立感・疎外感を与えないようにする等、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる生徒の気持ちを考えさせ、自分の行動の重大さを認識させる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察と相談し対応方針を検討する。尚、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察に連絡し適切な援助を求める。
- ⑤ いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめられた生徒とその保護者に対する支援や、いじめた生徒への段階的指導基準にそった対応と、その保護者に対する助言をおこなう。
- ⑥ ネット上の不適切な書き込み等のいじめについては、まず学校として問題の箇所を確認するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取りなどの調査や生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。また、書き込みの削除等必要に応じ、『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用を図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 組織名

「いじめ防止対策委員会」

② 構成メンバー

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、生活指導部長

※事案に応じて、人権教育主担、養護教諭、担任あるいは部活動顧問、スクールカウンセラー等を加える。

③ 役割

- ・ いじめ防止基本方針の策定
- ・ 年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・ 校内研修会の実施
- ・ いじめの未然防止
 - いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有
- ・ いじめの対応
 - いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針決定、保護者との連携を行う。

④ 年間計画

【委員会の開催時期】

第1回	4月	年間計画の確認
	6月	アンケート
第2回	7月	アンケート分析
	10、11月	アンケート

第3回 12月 アンケート分析

1、2月 アンケート

第4回 3月 アンケート分析、年間計画の検証と作成

【調査等】

- ① 徒対象いじめアンケート調査 年5回（6月・10・11月・1月・2月）
- ② 教育相談を通じた担任による生徒からの聞き取り調査 年2回（8月・12月）

【研修会】

生活指導研修会（5月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校ホームページ、校長室だより、学年通信等を通じた情報提供に努めるとともに、三者懇談会や学年懇談会などあらゆる機会を活用し、保護者への啓発活動に努める。
- ② 学校協議会への情報提供に努めるとともに、学警連絡会を通じて関係機関との連携を十分に深めておく。

(3) 取組内容の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、上記のように年4回の会議を開催し、取組が計画通りに進んでいるか、いじめの対応のケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直しを行う。また、保護者への学校評価アンケートを行い、いじめ問題の取組についての自己評価を行う。

7. 重大事案への対処

＜基本姿勢＞

生徒の生命、心身または財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされたり、あるいは多人数によるいじめが相当期間継続しているなどの重大事案の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応する。

- ① 速やかに教育委員会に事案発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- ② 被害生徒について、いじめの解決が困難な場合、または解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害生徒の今後について教育委員会と協議する。
- ③ 加害生徒について、改善がのぞめず被害生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害生徒の今後について教育委員会と協議する。

※いじめ発見の際の流れ

